

# 鳥取縣公報

## 規 則

鳥取縣規則第四十一号

昭和二十三年九月鳥取縣規則第六十四号榮養士免許その他手数料徴收規程の一部を次のように改正する。

昭和二十五年六月二十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

第一條第四十五号中「生菓子製造業許可手数料」を「菓子製造業許可手数料」に改め、

同條第四十八号中「乳製品製造業許可手数料」を「乳製品及びその類似品製造業許可手数料」に改める。

同條第四十九号中「牛乳加工品及び類似品製造業許可手数料」を「飲用牛乳類似品製造業許可手数料」に改める。

同條第五十一号中「ハム、ソーセージ、ベーコンの類又は

昭和二十五年六月二十日

火 曜 日

第 二 千 百 十 八 号

本書ノ大キサハ國定規格A五判

魚肉練製品製造業許可手数料を「ハム、ソーセージ、ベーコン又はこれらの類似品の製造業許可手数料」に改め同号の次に次の四号を加える。

五十一の二 魚介類販売業許可手数料 五百円

五十一の三 魚介類市場営業許可手数料 千円

五十一の四 魚肉練製品製造業許可手数料 千円

五十一の五 魚介類冷凍業許可手数料 千円

同條第五十二号の次に次の一号を加える

五十二の二 つくだ煮製造業許可手数料 千円

同條第五十三号中「氷雪の採取製造又は卸売業許可手数料」を「氷雪の採取製造又は販売業許可手数料」に改める

同條第五十四号中「前四十六号から五十一号まで」を「前四十六号から五十二号の二まで」に改める。

同條第七十三号の次に次の四号を加える

七十四 齒科用貴金屬地金割当手数料 五十円  
 七十五 齒科用貴金屬地金販売業認可証交 二百円  
 換手数料  
 七十六 齒科用貴金屬地金販売業認可証書 三十円  
 換手数料  
 七十七 齒科用貴金屬地金販売業認可証再 百円  
 交付手数料

第二條を次のように改める

前條に規定する手数料はこれを願書又は申請書に添えて納付しなければならない。但し第七十四号の規程による割当手数料は割当公文書と引換に納付しなければならない。

附則

この規則は公布の日から施行し昭和二十五年六月一日から適用する。但し第一條第四十五号、第四十八号、第四

牛の結核病検査日程

検査月日	判定月日	検査場所	検査区域	班	検査時間	検査場所	検査区域	班	検査時間
八月 二十一日	八月 二十四日	西伯那彦名村	同上	第一	午前九時 午後一時	西伯那彦名村	同上	第二	午前九時
同上	同上	同崎津村	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

告示

鳥取縣告示第二百九十七号

家畜傳染病予防法第七條及び同法施行規則第二十七條により搾乳の用に供し又は供する目的で飼育されているすべての牛並びにこれらの牛と同一構内に飼育されている接觸の機會の多いその他の牛について結核病検査を次のように実施するから検査該当牛所有者又は管理者は右検査所に牛をひきつけ検査を受けなければならない。

昭和二十五年六月二十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

同二十二日	同二十五日	同中浜村	同上	同上	午前九時	同光徳村	光徳村名和心 御來屋町	同上	午前九時
同二十三日	同二十六日	同外江町	同上	同上	午後一時	同庄内村	同上	同上	同上
同二十八日	同三十一日	同和田村	同上	同上	午前九時	同所子村	同上	同上	午前一時
同二十九日	九月一日	同大篠津村	同上	同上	午後一時	同高麗村	同上	同上	同上
同三十日	同二日	同成実村	同上	同上	午前九時	同淀江町	淀江町 宇田川村	同上	同上
九月四日	同七日	同天津村	天津村	同上	午前九時	同大山村	同上	同上	同上
同五日	同八日	同尙徳村	尙徳村	同上	午後九時	日野郡石見村	同上	同上	同上
同六日	同九日	同幡郷村	幡郷村	同上	同上	同福榮村	同上	同上	同上
同十一日	同十四日	同大高村	同上	同上	同上	同黒坂町	同上	同上	同上
同十二日	同十五日	同日吉津村	日吉津村	同上	同上	同日光村	同上	同上	同上
同十三日	同十六日	同米子市皆生	同上	同上	午前九時	同溝口町	同上	同上	同上
同十八日	同二十一日	同長砂町	同上	同上	午後九時	同八郷村	同上	同上	同上
同十九日	同二十二日	同上	同上	同上	午後九時	同二部村	同上	同上	同上

註 一、生後六箇月以内、分娩前一箇月、分娩後十日以内のものを除く

二、この検査の注射の日より六十日以後にツベルクリンに依る結核検査を行ったものはこの検査を受けることはできない。

◇鳥取縣告示第二百九十八号

米子市に次のように家畜傳染病が発生した。

昭和二十五年六月二十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

病名 發生頭數 へい死月日 決定月日 發生地

豚疫 三 六月九日 六月十二日 米子市西福原

◇鳥取縣告示第二百九十九号

次の者に対し兒童福祉法施行令第十三條第一項第一号の規定による保母資格証明書を交付した。

昭和二十五年六月二十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

住所 鳥取市新品治町二三

氏名 淺 井 愛 子

◇鳥取縣告示第三百号

建設業法第九條第三項の規定による届出があつたから同法第十五條第一項の規定により建設業者登録簿から次の者の登録を昭和二十五年六月十日抹消した。

昭和二十五年六月二十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

登録番号 登録 商号又 主たる營業 申請者

年月日 は名称 所の所在地 氏名

鳥取縣知事 昭和二十 双葉建設 鳥取市本 取締役社長  
登録(シ) 四年十月 株式会社 町二丁目 沢 千賀藏  
第三〇号 十九日 二二番地

選舉管理委員會告示

◇鳥取縣選舉管理委員會告示第三十五号

昭和二十五年二月七日鳥取縣公報登載の鳥取縣選舉管理

委員會告示第三号の政治資金規正法第十二條及びこれを準用する第十八條の規定により提出された、鳥取縣農業團體協議会の報告書の要旨中左の通り訂正する。

昭和二十五年六月二十日

鳥取縣選舉管理委員會委員長 上根政幸

寄附及び收入又は寄附の総額 一一一、四〇〇円を該当なし

支 出 総 額 九七、四七五円を該当なし

一件千円以上の支出 一一件 九三、〇八〇円を該当なし

四、主要な寄附者及び支出

□ 支出の「支出の総額」「件数」及び「支出の目的」を該当なし